

ブロツワフ領事出張サービスの実施について

平素より領事関係では大変お世話になっております。

さて、このたび「領事出張サービス」を下記により実施することと致しました。

是非この機会をご利用いただきたくお知らせします。

また、大使館医務官より、皆様のご関心の高い「医療・健康」について相談会を併せて開催させていただくことにしました。何卒、皆様のご出席を賜りますようご案内申し上げます。

記

日 時 3 月 2 1 日 (土) 1 0 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

医療・健康相談会は10:30

~

場 所 R A D I S S O N S A S H o t e l 内 会 議 室
(2 階)

ul. Purkyniego 10, Wrocław

tel. (71) 375-0000

実施概要

1. 領事関係全般 (10:00~)

池内 修 大使館領事担当

2. 医療・健康相談会／個別相談 (10:30~)

塩浦 政男 大使館医務官

3. 領事出張サービスの内容

○在外選挙人名簿登録申請書の受付

登録を行いますと、国政選挙への投票が可能となります。旅券と居住確認書類（滞在許可証、住居賃貸契約書、公共料金請求書等）をご持参下さい。ただし、3ヶ月以上前に在留届を提出されている方は居住確認書類は

不要です。

なお、これまでに行われていた在外選挙では、対象が衆議院及び参議院ともに比例代表選出議員選挙に限定されていましたが、2007年6月1日以降に行われる国政選挙から、衆議院小選挙区選出議員選挙、参議院選挙区選出議員選挙と、それらの補欠選挙及び再選挙についても投票できるようになりました。また、在外選挙を行うには登録が必要ですが、2007年1月から海外居住期間が3ヶ月未満の方でも登録申請ができるようになりました。

○旅券発給申請の受付

出張サービス時に受け付けた申請の場合には旅券の交付は、後日ご本人様に大使館に来館いただく必要があります。ただし、出張サービスに先立ち大使館に郵送で申請を行っている場合には、出張サービスの際に旅券を交付することができます（旅券申請書が必要な方は大使館にご一報下さい。）。

○在留届の受付

届出をして頂くことにより、万一の場合に大使館による援護や安否確認、留守宅への連絡等が可能になります。記載事項に変更（転居、家族呼び寄せ）がある場合も届出をお願いします。

○各種証明の申請受付（証明作成後、後日郵送となります。）

（1）出生証明

必要書類は旅券、戸籍謄（抄）本。手数料27ズロティ。

（2）婚姻証明

必要書類は旅券、戸籍謄（抄）本（発行の日より3ヶ月以内のもの）。
手数料27ズロティ。

（3）在留証明

必要書類は旅券、本人の住所、居住開始日を確認できる文書（住居契約書等）。手数料27ズロティ。

(4) 署名証明

必要書類は旅券、署名を必要とする文書がある場合にはその文書。手数料38ズロティ。

(5) 警察証明

必要書類は旅券です。日本の警察庁で作成するので、発行まで2～3か月を要します。手数料はかかりません。また、警察証明書を大使館に申請中であることを記載した書簡が必要な方は、出張サービスの際にお渡しすることも可能ですので、必ず事前に大使館にご相談下さい。

○戸籍・国籍関係届出

出生届、婚姻届等各種届出の受理

なお、ご不明な点等がある場合には、電話、FAX又はE-mailで大使館領事部にお問い合わせください。

在ポーランド日本国大使館

領事担当 池内修

tel. : (22) 696-5020

mobile : 691-898-010

fax : (22) 696-5006

e-mail : cons@emb-japan.pl